



# 保育所等入所に関する取扱いについて（令和7年度（2025年度））

## 1. 保育所等入所基準

保育所等へ入所できる基準は、保護者が児童の保育ができず、教育・保育給付認定申請により保育の必要性の認定を受けた場合で、次の表による点数が多いものを優先します。

◎保育の利用に関する優先順位については、以下の方法により決定

計算式	①保育必要理由の点数 + ②調整利用事由 上記（計算式）にて父母の合算により判定する。
-----	--

※「上記計算式」が同点の場合は次の順番で入所調整をします。

- ① ひとり親世帯
- ② きょうだい既に在園している
- ③ きょうだい同時申込みをしている
- ④ 多子世帯（利用申込者の世帯に属する子どもが3人以上）
- ⑤ 町民税の所得割額がより低額

## 2. 保育の必要性の確認について

【① 保育必要理由】		点数	保育必要量
就 労	1月当たり140時間以上の就労	10	保育標準時間
	1月当たり120時間以上140時間未満の就労	9	
	1月当たり100時間以上120時間未満の就労	8	保育標準時間 保育短時間
	1月当たり 80時間以上100時間未満の就労	7	
	1月当たり 64時間以上 80時間未満の就労	6	保育短時間
	1月当たり 52時間以上 64時間未満の就労	5	
妊娠・出産	出産予定日の前後5か月間の入所	8	保育標準時間
疾病・障がい	入院中または重度の障がいがあり保育ができない保護者	10	保育標準時間
	自宅療養中または軽度の障がいがあり保育ができない保護者	8	
介護・看護	入院の付き添い おおむね1か月以上看護	8	保育短時間
	重度（1・2級）障がい者の看護	8	
	寝たきり老人の介護	8	
	その他の者の介護	6	
災害復旧	火災や風水害などにより災害の復旧にあっている場合	10	保育標準時間
求職活動	求職活動中（開業準備を含む。）	4	保育短時間

虐待・DV	虐待またはDVのおそれがある場合	10	保育標準時間
就学	学校や職業訓練校で就学している場合	就労の時間区分にならう	
育児休業	保育所等の入所の申し込みに係る児童の保護者が、当該児童以外の子の育児による休業取得中に、既に利用している園からの転園を希望する場合	3	保育短時間

【② 調整利用事由】			点数
ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭世帯		18
生活保護世帯	生活保護を受けている世帯		15
生計中心者の失業	生計中心者（世帯主）の失業により、新たに仕事を探す必要がある場合		7
町内の保育所等に勤務する職員の子ども	益城町内の特定教育・保育施設や地域型保育事業所で就労中（予定）のため、子どもを保育所等に預ける必要がある場合	就労時間 月120時間以上	30
		就労時間 月80時間以上120時間未満	10
		就労時間 月52時間以上80時間未満	2
町外の保育所等に勤務する保育士、保育教諭の子ども	益城町外の特定教育・保育施設や地域型保育事業所で就労中（予定）のため、子どもを保育所等に預ける必要がある場合	就労時間 月120時間以上	2
虐待・DV・里親	虐待またはDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合（里親委託が行われている場合を含む。）		10
障がい児	障がいを持っている児童が、保育所での保育を受ける必要性があると判断される場合		5
きょうだい同時入園	多胎で生まれた子どもや、希望している施設に現に施設を利用しているきょうだいがいる場合		7
家庭的保育事業等卒園児	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に連携施設利用を希望する場合		30
		家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に続けて連携施設以外の保育所等施設利用を希望する場合	10
その他	前年度の待機児童である場合		1
	一斉申し込み期間に申し込みを行った場合		1
	保育料に滞納がある場合		-15
	確定申告（住民税申告含）の義務がある状態で実施していない場合		-15
	転入予定で申し込みを行い、転入予定先が未定である場合		-3